

令和4年度 第1回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 令和4年11月9日（水） 午後3時から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中14名の委員出席の下開催いたしました。

日野 泰雄 下村 泰彦 丑野 正仁
大屋 弘一 濱野 洋 清水 明治
畑中 政昭 森 博英 久保田和典
永山 誠 服部 良一 東口 正一
藤田 政明 高橋 妙子
(以上委員14名)

【欠席委員】 芦田 和典 山内 和彦

【傍聴者】 なし

【日 程】 議案第1号 会長の選出について
議案第2号 副会長の選出について
付議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）について
諮問第1号 特定生産緑地地区の指定の変更（案）について
その他

【確認事項】 ・本審議会の会長に、日野泰雄委員が選出された。
・本審議会の副会長に、下村泰彦委員が選出された。

【答申事項】 付議第1号及び諮問第1号に対しては、欠席委員2名を除く委員14名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。

【質疑応答】

・付議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）について

（会 長）今回、従事者の故障により廃止となる東羽衣地区4において、都市計画道路区域内の部分については、買取申出による買取りはしなかったが、この取り扱いはどうなっているのか説明願いたい。

（事務局）都市計画道路事業の用地買収によるものである。

（会 長）結果としては同じだが、手続き上は用地買収によるものだと理解した。また、特定生産緑地に移行している農地もあるので、生産緑地の買取り申出件数は減少していると思うが、そういう意味では、大きな変化はないと理解している。本件について、各委員の意見をいただきたい。

（委 員）東羽衣地区4は、都市計画道路事業の用地買収により、面積が300㎡を下回り、道連れによる廃止となるが、隣接の東羽衣地区7という街区があるので、一団地として指定できるとしたことは非常によいことではあるが、今後、都市計画道路が完成した場合、一団地といえるのか。

（事務局）本市の一団地としての指定基準については、過去に本審議会でも議論し、道路や距離ではなく、隣り合う街区を一団地として取り扱うことができると決めた。

（委 員）ぜひ農地を残していただきたいというのが大前提にあるが、後々ややこしいことにならないかという懸念があるだけで、隣接する街区ということであれば、結構である。

（会 長）街区に幹線道路などがあれば別地区のイメージがあるので、市民から見たときに違和感がないかとの質疑だと思う。幹線道路等による分断ではなく、街区が隣り合う場合については一団地して指定できる基準を適用したということだが、委員の指摘も当然なので、今後の扱いについて、検討してもらいたい。

（会 長）それでは、付議第1号については、意見なしということで答申するというところでよろしいか。

（異議なし）

【質疑応答】

・諮問第1号、特定生産緑地地区の指定の変更（案）について

（会 長）今回は特定生産緑地の追加指定はない。全体で生産緑地地区は地区数が2、面積が約0.34ha減となり、結果として地区数が69、面積が約11.99haとなる。特定生産緑地地区は、地区数が57、面積約9.85haの指定となっているが、残りの状況はどうか。平成4年以降の分で、まだ未指定の農地もあり、生産緑地指定後30年になる農地もあるが、特定生産緑地への移行を考えていないなどの情報はるか。

（事務局）状況としては、特定生産緑地指定期限が3年先ぐらいまでの所有者の方と指定の手続を進めている。残りの部分というのは、指定の意向を示されていない方、もしくは、それ以降に指定を考えており、まだ手続ができていないものになる。

（会 長）生産緑地地区のうち特定生産緑地に指定済分、未指定分などの面積はどのぐらいか。未指定分については、生産緑地地区を解除する可能性があるのもので、その分は減少するかもしれない。必要であれば、農業委員会などと協議を行い、できるだけ多くの生産緑地を残していくことを考えていただきたい。そのためにも、そういった情報を各委員にも示されたい。

それでは、諮問第1号については、意見なしということで答申するという事によるしいか。

（異議なし）

【質疑応答】

・その他、高石市都市計画審議会における書面会議の実施方法（案）について

（事務局）審議会の重要性を勘案すると、委員を招集した対面による開催が望ましい。また、本市審議会条例において、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとされている。しかし、時事の情勢や不測の事態等を鑑みて書面会議の開催を可能とするため、高石市都市計画審議会条例第10条の規定に基づき、書面会議の実施方法について必要な事項を定めるものである。

（会 長）以前コロナの関係で、Web会議についての規定を定めた。何か制約があつて参集できない場合にWeb会議を開催する。さらに、Web会議の開催も困難になるか、あるいは内容によって、書面で各委員の意見を伺い、事務局として処理が可能な場合には、書面会議で対応することも考えたいということで、本件が提案された。なにか意見

はあるか。

(委員) この文面だけを見ると、皆で議論していないように思われる。しかし、日程が決まっている中で天変地異が起きるといふ想定も考えておく必要があると、一定の説明を受け、万が一の際に書面会議を開催する旨理解をした。各委員もそうなのか、確認したい。

(会長) Web会議で通信が途絶えるとか、各委員が避難していて参集できない場合に、書面会議を開催するかという、恐らく書面の送付を行う郵送事業自体が実施されていないのでできないと思う。そういう非常に困難な状況に限ると、むしろ書面での開催をすることはできないと思う。一方で、会長一任ということで承認いただいたが、その後、軽微な修正があり、各委員の了解を得る場合には、書面開催ということがあり得ると思う。

例えば1番にある「会長が必要と認めるとき」とあるが、こういう内容だから今回は書面会議でいいという意味でいうと、会長が適当と認める場合とする方がよい。また、書面会議の開催方法なので、決めておかなければならないが、4番の「賛否を問うような内容」については、Web会議が認められていることから書面会議には馴染まないかもしれないが、規定としては必要かとも思う。会長一任で済ませることもできるが、それでは問題が残る恐れがあるようなときに、事務処理上の問題として、会議を開催したということを残しておきたいというのが事務局の意向ではないかと思う。そういう意味からも、繰り返しになるが、「会長が適当と認める場合」とした方がよいと思う。皆さん、意見があればぜひお願いしたい。

(委員) この案件について意見も全然出ないというのではなく慎重な議論を行い、これが認められるのが一番だと思う。

(会長) 「会長が必要と認めるとき」というのは、言葉的に違和感があったので「会長が適当と認める場合」と申し上げただけで、事務局が事務処理上この方がいいということであれば、この文面でもよいと思う。ただ、この審議会の重みを鑑み、対面で開催をして議論する、あるいは、決定したことに関して、委員相互に確認し合うということをお大前提としたい。

あえて参集しなくても、おおむね各委員が了解している事項に関しては、確認も含めて書面会議で処理できる可能性も残しておきたいという理解をいただき、事務局の提案の文言については、事務局あるいは会長に一任していただくこととしたいが、

もしお気づきの点があれば、事務局にお知らせをいただきたい。

(委員) 審議会は、まず対面というのが基本原則である。

気になるのが、1番の「審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされている。欠席された方々は書面で意見を言えるような感じがする。書面開催は全員が書面で参加するということが、この文章だけで理解されるか。今日も二人欠席されている。欠席の方に会議資料を事前に渡し、意見をもらっておいて書面出席だというような対面と書面の併用はできないということが、これを読んで理解できるかということが懸念される。

会長が招集し、過半数以上の出席がない場合は開催することができないとされているが、日程調整がうまくいかず、過半数が出席できないので、今回特段の理由はないが、会長が判断し、書面で開催するということが可能になるのか。

(会長) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するとあるが、Web会議の規定をつくったときは、リモートで音声、画像が確認できた場合には出席したものとみなすとされており、決議は本来出席した者によって行われることになるので、欠席者は意見を述べられない。今、委員の発言を新しい提案と考えるのであれば、欠席であっても、審議会以前に事務局に意見を提出することが可能であることを附則等に追加するかどうかである。

もう一つは、書面会議の場合は、対面はなく、全員に対して意見を問うことになる。全委員の意見を聴取し、審議会の議決に代えるということである。

また、タイトルが書面会議の実施方法についてとなっており、会長が必要と認める場合に限って書面会議を開催し、書面で各委員のご意見を聴取し議決することができると記載されているので、他の開催方法が入ってくることはないと思う。

(委員) 特に提案しているのではなく、そのように誤解されないかという趣旨である。

(委員) 私たちは、会議に出席して事務局の説明と他の委員の意見を聞いて、そういう問題があるんだと気づくことがある。それで正しい決議ができると思うので、会長が必要と認めるときの前に、web会議ができない場合など、何か一定の条件を入れておくべきではないか。審議内容も分からないまま、議決というのは危険だと思う。

(会長) 私は、今日会長に選出されたが、在任中に会長の一存で恣意的に書面会議を開催することはない。しかし、会長が替わって、その会長が、ここに書いてあるからとい

う理由で、自身で決定されることがあるようだ心配である。そのため、やむを得ない場合と、軽微な確認事項で審議会を開催しなくてもよいというような場合に限って、会長がそれを適当と認める、というような文言としたいと考えるが、いかがか。それなら、会長が逸脱することはないと思う。事務局、なにか問題はあるか。

(事務局) とくに問題ない。その想定が、不測であるものということに対応できるような形で、この文面を作成したが、いろんな意味で取られてしまうということであれば、その限定的な書き方というのは可能であると思う。

(会長) 先ほど言ったように、本審議会は過半数の人が出席しないと開催できない。ただし、やむを得ない場合においては、web会議に代えることができるが、それでも難しいような場合やその内容が会長一任に準ずるものであり、会長が適当と認めるような場合に限って書面会議を開催することができるという趣旨でよろしいか。

(委員) この件については、コロナの関係で提案された。原則は、出席者の意見で構成されるもので欠席者には権利がないということによいか。

(会長) 欠席した人に対して、議決権を与えることはできない。

(委員) 特殊な事情があるので、書面会議の開催の可否を検討せざるをえないのではないか。

(会長) さきほど申し上げたような文言で、限定的に書面会議を開催することができるようにするというので、了解いただけるかということである。

(委員) それで結構。

(会長) 会長に権限を与え過ぎると問題になることもあり、場合によっては、会長不信任案のようなことを議論しなくてはいけなくなるので、そうならないように、ここに定められてあることに限って、会長として実施できる旨を明確にしておきたい。そのことを踏まえて、事務局で文言修正をお願いしたい。また、その内容については、各委員に送っていただきたい。

(事務局) 了解した。

(会長) この件に関しても、いろいろご意見いただいた。どのようなテーマであれ、委員各

位に意見いただくことが何よりも重要であることを改めて確認させていただいた。
ほかに何か意見等はあるか。

(委員) なし。

【午後4時25分閉会】